

管理番号 No _____

居宅介護支援事業
「さくらケアプランセンター」

重要事項説明書

利用者 _____ 様

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和 8年 6月 1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (011) 522-8527 (月～金曜日 9:00～18:00)

担当 介護支援専門員 川端 貴久/管理責任者 川端 貴久

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	さくらケアプランセンター
所在地	札幌市中央区南 16 条西 19 丁目 1 - 32 TEL(011)522-8527 Fax(011)522-8133
事業所の指定番号	0170402754 (居宅介護支援事業 平成 23 年 5 月 1 日指定)
サービスを提供する実施地域※	中央区

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 3名
事務員 0名

(3) 営業時間

月～金曜日 午前 9 時 00 分から午後 18 時 00 分まで
(土、日曜・12月29日～1月3日は休業)

※電話等により夜間及び年末年始を含む 24 時間連絡可能な体制をとる

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙 2 「サービス提供の標準的なながれ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

付属別紙3「利用料及び居宅介護支援費」参照

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、いっさい料金はかかりません。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(電話番号) 011-522-8527

(Fax) 011-522-8133

(担当者) 管理者 川端 貴久

(受付時間) 月曜日～金曜日 9時00分～18時00分まで

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

6. 当法人の概要

法人種別・名称	ホクビシティホーム株式会社
資本金	10,000,000円(資本準備金含む) ※令和8年3月1日現在
社員数	53名
設立	平成16年2月3日
所在地・電話	北海道札幌市中央区南16条西19丁目1-32 代表取締役 野月 芳美 電話 011-512-8123
事業内容	居宅介護支援事業、定期巡回事業・訪問看護事業、訪問マッサージ、巻き爪補正店、転職支援サービス、老人ホーム紹介
関連法人	ホクビサービス株式会社

7. 指定居宅サービス事業者等の紹介等

利用者やその家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について

- ・複数の事業所の紹介を求める事が可能です。
- ・当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事が可能です。

8. ケアマネジメントの公正中立性の確保

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は付属別紙4「サービス利用割合等説明書」のとおりです。

9. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な処置を講ずる。
- (2) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をする。
- (3) 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- (4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。又、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は利用料をいただきません。

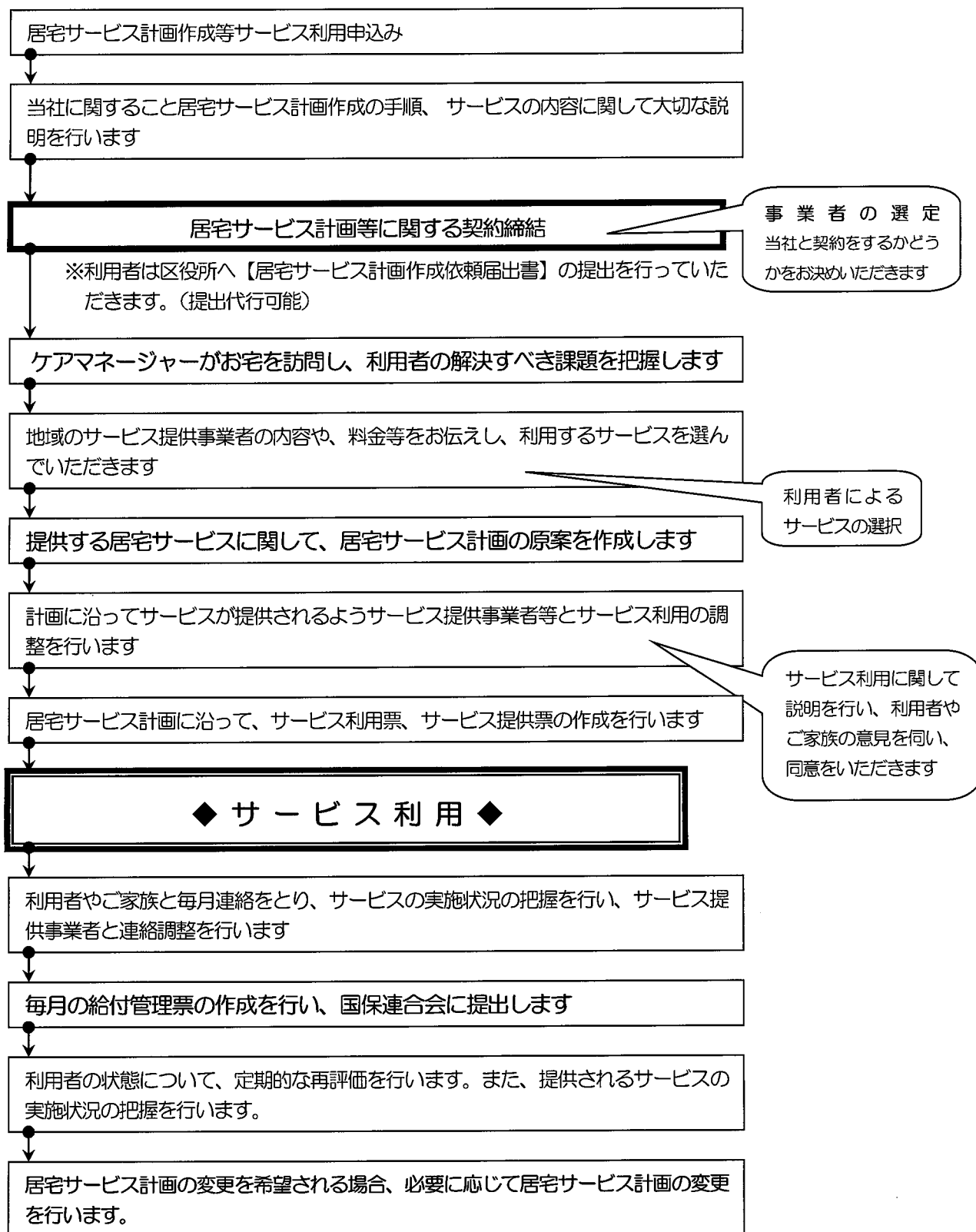
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用者は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



(付属別紙3)

利用料及び居宅介護支援費

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 1,086 単位	居宅介護支援費Ⅰ 1,411 単位
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 544 単位	居宅介護支援費Ⅱ 704 単位
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 326 単位	居宅介護支援費Ⅲ 422 単位

- ※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100又は0/100となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より200単位を減額することとなります。
- ※ 45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合は、所定単位数の1/100に相当する単位数を減算します。
- ※ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、所定単位数の1/100に相当する単位数を減算します(令和7年3月31日まで経過措置あり。)
- ※ 当該事業所の建物と同一の敷地内の建物若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物に居住する利用者又は当該事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)の利用者にサービス提供を行った場合は、所定単位数の95/100に相当する単位数を算定します。
- ※ 地域区分別の単価(7級地10.70円)を含んでいます。

	加 算	加 算 額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	300 単位/月	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位/月	入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位/月	入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)

退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位/月	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (Ⅰ) イ 連携1回 (Ⅰ) ロ 連携1回 (カンファレンス参加による) (Ⅱ) イ 連携2回以上 (Ⅱ) ロ 連携2回 (内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上 (内1回以上カンファレンス参加)
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600 単位/月	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600 単位/月	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750 単位/月	
退院・退所加算（Ⅲ）	900 単位/月	
通院時情報連携加算	50 単位/月	病院等で医師等の診察を受ける利用者に同席し、医師等に情報提供等を行った場合（1月につき）
特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位/月	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1月につき）
特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位/月	
特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位/月	
特定事業所加算（A）	114 単位/月	
特定事業所医療介護連携加算	125 単位/月	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月	在宅で死亡した利用者に対し 24 時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/月	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の2.1%	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合

(付属別紙4)

サービス利用割合等説明書

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	1%
通所介護	19%
地域密着型通所介護	12%
福祉用具貸与	69%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	訪問介護くらし 豊平ステーション 71%	ヘルパーステーショ ン ユニオン 28%	ニチイケアセンター すみかわ 28%
	通所介護	ツクイ・サンフォレス ト札幌山鼻 57%	アビターレ デイサービス 12%
地域密着型通所 介護	GENKI NEXT 札幌山鼻 18%	シャルウィ 13%	リハビリ型 デイサービス ゆず 13%
福祉用具貸与	グッドタイム介護 ショップ・札幌東 20%	マルベリー さわや かセンター札幌東 18%	エンパイアーホーム ヘルスケア事業部 札幌第4営業所 12%

③ 判定期間 (令和7年度)

前期 (3月1日から8月末日)

後期 (9月1日から2月末日)

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 札幌市中央区南 16 条西 19 丁目 1 - 32

(名 称) ホクビシティホーム株式会社 印

事業所

(所在地) 札幌市中央区南 16 条西 19 丁目 1 - 32
シティホーム山鼻内

(名 称) さくらケアプランセンター

(説明者) 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

【利用者】

(住 所)

(氏名) 印

【代理人または立会人等】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との関係

(住 所)

(氏 名) 印